

# 熟議民主主義を活用した主権者教育開発研究 1

## －アファーマティブ・アクションを事例に

中 平 一 義\*

(令和2年8月24日受付；令和2年12月3日受理)

### 要 旨

本稿は、主権者の育成を目指す主権者教育の授業モデルの開発研究である。本稿の授業モデル開発にあたっては、熟議民主主義の知見を活用する。本稿の目的は、子どもが社会問題の存在とその内容を認識すること、それに対して現時点での自分の考えをもつこと、そして、他者の考えを知ることである。主権者として社会に参加する際に、自分だけでなく他者の存在に目を向けることができるようになるからである。現在、社会問題に対して様々な視点から議論し、解決策を考察する力の育成が、主権者教育で求められている。そこで、アファーマティブ・アクションを事例にして、社会問題について熟議民主主義の知見を活用した授業モデルを作成した。授業モデルは議員の男女比にかかわる内容である。日本の実態と世界の実態の比較、日本の取組と世界の取組や制度の比較から、将来の日本の議員の男女比についてどのような制度を設ける必要があるのかを、平等についての考え方に迷いが生じるようにした授業モデルを開発した。熟議民主主義の知見を活用することによる、主権者教育の新しい授業の可能性を示した。

### KEY WORDS

主権者教育 熟議民主主義 社会問題解決 Kettering Foundation National Issues Forums Institute

## 1 はじめに

主権者を育成することを目指す教育<sup>1)</sup>は、国家・社会の形成者を目指す社会科教育が特に責任を持つものである。これまでの社会に思いをめぐらし、学び、そこで獲得した成果から未来をどのように形成していくのかを、地理的、歴史的、そして公民的な見方・考え方を万遍なく活用することにより導きだすことができる個人を育成することは、社会科、および社会系教科（地理歴史科、公民科）の大きな目的でもあるからである。そのような個人を育成するには、18歳選挙権時代において、いわゆる一般的な主権者教育である選挙権についての学習だけではなく、社会問題についての学習をも必要であると考えられる。

そこで、本稿では主権者教育が求められる背景から実践の分類整理をおこなう。その上で社会問題について学習することができる主権者教育のひとつの方法として、熟議民主主義を活用した授業モデルを開発する。なお作成する授業モデルの対象は、中学校社会科公民的分野を想定しているが、高等学校公民科公共での実施も視野に入れている。

## 2 主権者教育の必要性と育成する主権者

### 2. 1 主権者教育が求められる背景

2016年に施行された改正公職選挙法への対応が喫緊の課題として求められ、選挙権にかかわる学習が総務省及び文部科学省により展開された。

文部科学省は『「主権者の推進に関する検討チーム」中間まとめ―主権者として求められる力を育むために―』において、主権者教育の目的を次のように示した。すなわち「単に政治の仕組みについて必要な知識を習得させるにとどまらず、主権者として社会の中で自立し、他者と連携・協働しながら、社会を生き抜く力や地域の問題解決を社会の構成員の一人として主体的に担うことができる力を身に付けさせること。」である（文部科学省、2016a）。さらに、具体的には、「政治参加意識の促進や周知啓発がより一層充実するための取組や、子供たちの発達段階に応じた社会の範囲（家族、家の近所、小中学校の校区など）の構成員の一人として、現実にある問題や争点について自らの問題として主体的に考え、判断するといった学習活動や具体的な実践・体験活動を学校、家庭、地域など社会全体で

\*人文・社会教育学系

主権者教育を推進する取組について」の推進方策を示した（文部科学省，2016a）。つまり，社会にある具体的な問題解決への取り組みが，主権者教育の内容から，さらに育成する主権者像との関係から求められているのである。加えて，『「主権者の推進に関する検討チーム」最終まとめ—主権者として求められる力を育むために—』においては，中間まとめの発表後に各関係機関への周知を行い主権者教育の実施を促した（文部科学省，2016b）。主に高等学校を対象とした主権者教育実地状況調査では，副教材（総務省・文部科学省，2015）を活用した主権者教育が特別活動や公民科で行われていることが明らかになった。しかし，同教材を活用しているということは，主権者教育の内容が主に選挙権にかかわる学習であることは否めない。もちろん，同教材にも討論の仕方を説明する内容があることから，厳密に言えば選挙権だけとは言い切れないが，選挙への対応が主権者教育の中心的な内容となっているのである。なお，文部科学省は，学校だけでなく地域や家庭における主権者教育の在り方についても言及している。

一方で，民間からも主権者教育を求める声がある。経済同友会は，「日本の若者は，熟議を重ね，合意形成を導くという民主主義本来のあり方を実践する上で不可欠な具体的政策課題を考え議論する能力が弱い」ことを指摘し，「社会の諸課題の解決に向け，自ら考え，判断する力を持ち，主体的に政治参画することができる子どもの育成を目指した主権者教育の必要性」に言及した（経済同友会，2019）。同会は同時に，主権者教育の担い手としての教員や教材の不足についても指摘している。

18歳選挙権への対応の必要性があったことから，まずは選挙権にかかわる主権者教育が展開されたことは理解できる。しかし，喫緊の課題としての18歳選挙権にかかわる教育がある程度は落ち着いてきた現在においては，「社会を生き抜く力や地域の課題解決を社会の構成員の一人として主体的に担うことができる力」（文部科学省，2016a）や，「社会の諸課題の解決に向け，自ら考え，判断する力を持ち，主体的に政治参画することができる子どもの育成」（経済同友会，2019）を目指す必要がある。そしてそれは，結局のところ選挙権にかかわる主権者教育にも良い影響を与えることにつながると考えられる。

## 2. 2 主権者教育に対する要請の転換

文部科学省が主権者教育を推進するにあたり，関係法令をいくつか変更している。まず，主権者教育はその扱う内容が政治性を避けられないことから，現行の教育基本法第14条（政治教育）との関係が議論になる。

### 教育基本法第14条（政治教育）

- 1 良識ある公民として必要な政治的教養は，教育上尊重されなければならない。
- 2 法律に定める学校は，特定の政党を支持し，又はこれに反対するための政治教育その他政治的活動をしてはならない。

このように第14条では，政治的教養が子どもの教育に必要であり，それを教える教育は尊重されなければならないとしつつも，第2項において特定の政党を支持するような党派教育や，政治的活動を禁止している。小玉は，2015年に文部科学省が示した「高等学校等における政治的教養の教育と高等学校等の生徒による政治的活動等について（通知）」（以下では，2015通知とする。）と，1969年に文部省が示した「高等学校における政治的教養と政治的活動について（以下では，1969通達とする。）」の差異や関係性を次のように述べている（小玉，2019）。すなわち，2015通知では，「高等学校等の生徒が，国家・社会の形成者に主体的に参画していくことがより一層期待されている」と述べているが，1969通達では「国家・社会としては未成年者が政治的活動を行うことを期待していないし，むしろ行わないように要請している」とされていたのである。小玉は，このような主権者教育にかかわる変更の理由，さらに言えば文部科学省（文部省）の転換の理由について「福祉国家を前提とした保護主義的な子ども・青年把握から，ポスト福祉国家段階における社会参加，政治参加の主体としての子ども・青年把握への転換」が求められているとする。子どもには自ら社会の形成者として主体的にかかわることが求められるようになったのである。加えて，小玉（2019）は，2015通知では学校内における高校生等の政治活動には厳しい制限をかけていることを指摘している。しかし，政治教育と党派教育は区別されるとし，前者の政治教育は学校の中に正当に位置づけていると解されるとしている。つまり，主権者教育にかかわる政治教育は必要としているのである<sup>2)</sup>。ただし，教師が個人的な主義主張を述べることは避け，公正かつ中立な立場での教育を展開することは前提である。

## 2. 3 本稿における主権者の定義

では，育成する必要がある主権者像をどのように考えればいいのかだろうか。主権者とは誰であるのかについては，その名宛人をいかに規定するのかにより，主権者教育の内容に相違が生じる（樋口，2007，宍戸，2016）。

例えば、主権者は、「国家の形成者としての国籍を保持する有権者としての国民」、「誰もが参加することができる市民社会の形成者としての市民」と分類できる。前者の主権者だけでは国籍保持者としてしまうことにより、主権者の範囲が狭くなる。主権者教育の対象とする社会問題は社会で生活するすべてのものにかかわる問題であり、それは選挙権をもつものや国籍保持者だけに生じる問題ではない。そのような意味で社会全体の当事者が対象であるならば、後者の主権者の視点を育成することこそが必要なのではないか。

将来、前者の主権者として選挙権を獲得し政治にダイレクトにかかわることができるものと、選挙という方法では政治にかかわることができないものに分かれる。しかし、後者の主権者の視点で主権者教育の育成をおこなうことにより、前者の主権者の立場から、それになりえないものの声に耳を傾け、意識を払うことができるようになるのではないか。そこで、本稿における主権者の定義は後者の主権者の視点とする。

### 3 熟議民主主義を活用した主権者教育の方法

#### 3. 1 社会問題と子どもの論理

社会問題を扱うといっても、何を対象とするのかにより授業展開が異なる。なぜなら、社会問題に対する子どもの認識が個々に異なることが十分に考えられるからである。子どもの生活台に多様性が生じている現代社会において、その地域で暮らしているからという理由だけで、その地域の何かしらの問題を授業の中で扱えば子どもにとって「切実な」、「考えずにはいられない」というような問題になると教える側が考えているとしたら、それは牧歌的である。

一方で、社会問題が高度な科学的知識を必要としたり、曖昧な未来予想図を描かせたりするものもまた困難さともなう。前者はそもそも学校で教える必要があるのかという問題があり、後者は予想のつかない未来への空想をどこまで論拠をもって教えることができるのか、考えさせることができるのかという問題がある。

そこで、そのような社会問題と子どもの実態との乖離を認識し、それをいかに架橋するのかという視点が必要になる。子どもが今、何に悩み、迷い、考え続けているのかをつかみ取り、それを授業で教える科学的な内容との間に存在する結節点を見つけ出すことが、目の前の子どもにとって有用な社会問題を授業として組み立てることにつながる。つまり、子どもの論理（個々の生活台の問題）と大人の論理（教科として教える内容）の架橋ができる社会問題を授業として選択することが求められる<sup>3)</sup>。もちろん、前者の子どもの論理だけで授業を進めることは、先に述べた論拠をもって示すことが困難な未来予想図を形成するような授業になり、新しい形の「はいまわる」ものになる可能性がある。つまり、過去に批判された「はいまわる」社会科は子どもの問いを大切にしつつもその先に大人の論理である教える内容としての社会問題を見据えていたのに対して、新しい形の「はいまわる」は社会問題として論拠の乏しいものを提示し自由に子どもに話し合わせることによりあたかも真実のような未来予想図を描き出すことである。これは、子どもの論理から問いが生まれたものではなく、科学的な内容でもない。曖昧な社会問題に対して、曖昧な未来像の形成と、そのための解決策を話し合っているようで、結果的には雑談に過ぎず、そこで何かを生み出すことは困難であると考えられる。もちろん、話し合いをしたメンバーの中に高度な科学的知識を持っているものが存在していれば、事情は異なるかもしれないが現実的には困難であろう。

#### 3. 2 社会問題を授業で扱うための熟議民主主義

では、子どもの論理と大人の論理の乖離を架橋するためには、どのような社会問題を、どのように授業で扱えばよいのだろうか。本稿では、熟議民主主義を活用する。

熟議民主主義とは、集計型民主主義や討議（闘技）民主主義とは異なるものである<sup>4)</sup>。集計型民主主義は、いわゆる多数決により意思決定の可視化を目指すものである。それに対して熟議民主主義や討議（闘技）民主主義は、違いを明確化し、論拠を基に議論をするものである。なお、後者の討議（闘技）民主主義については、これまでもディベートという方法により社会科教育で研究や実践が行われてきた<sup>5)</sup>。しかしながら、ディベートは、対立を先鋭化するため討論により勝敗が決まった後に、お互いに歩み寄るよりも敵対心を生じさせることが考えられる。そこで、熟議民主主義を活用する。

本稿で参考にする熟議民主主義は、アメリカ合衆国で熟議民主主義の研究実践及び、国外への普及活動を行っているNational Issues Forums Institute（以下では、NIFIとする。）の研究成果を参考にする<sup>6)</sup>。NIFI（2018）によれば、熟議民主主義は諸個人の違いを認識することを目的とする。それは、個人の意思決定をより深めるためである。そのために、合意できることは何か、合意できないことは何かを明確にすることを目指し議論するが、合意形成を志向することはない。あくまで、自分の認識を変容させるために省察を大切にしているものである。



NIFIの熟議民主主義の教材作成に大きな影響を与えている団体としてKettering Foundation（以下では、KFとする。）がある。KFでは、国民の意識調査や実態調査を踏まえて、大学の研究者やジャーナリストなどととも、30年以上にわたって熟議民主主義をおこなうための教材を作成している。なお、その教材は、その時折のアメリカ合衆国や世界の社会問題である。

そこでは、どのように熟議する問題を選択しているのか。筆者は、KFが主催する熟議民主主義の実践者を育成するプログラムに参加した<sup>7)</sup>。そこで、熟議民主主義をおこなうことにふさわしい問題については、例えば次のように示されている<sup>8)</sup>。すなわち、「社会一般の人々に適した問題」である。適していない問題とは、具体的に言えば、「橋の幅はどれくらいにする必要があるか。」というものである。このような問題は、専門家の見地で解決できるからである。さらに、「効率的な雪かきはどうすればいいのか。」という問題は、どこに駐車をしてはいけないなど情報を伝えれば解決できる教育的な内容で解決できるからである。これらの問題は、人々の選択や行動に関係しない。人々に行動を促す問題は、例えば「(アメリカにおける)ヘルスケアについて、私たちは何をすべきか。」がある。この問題は、何が問題になっているのかさえ一般的に合意されていないことから、誰もが明確な答えを出すことができにくい。しかも、政府や専門家だけで解決できるものではなく、誰もが考えなければならない問題である。

以上などから、KFが示した熟議民主主義をおこなうことにふさわしい社会問題は、次の通りである（KF, 2019）。もちろん、すべての条件を満たすことは困難であるかもしれないが、教材としての社会問題を考えるうえで参考になるものである。

- ・その問題が地域社会にとって、幅広い関心事であること。
- ・その問題について、一定の決定が下されていること。
- ・何が問題になっているのかについて、人々の間で合意が得られていないこと。
- ・その問題の原因について人々の考えに不一致がある、または原因が明確でないこと。
- ・その問題に対する決定的な唯一の解決策はないが、何ができるかについて決定を下す必要があること。
- ・すべての解決策には、価値のある利益だけでなく、トレードオフまたは欠点があること。
- ・その問題は扱いにくい、進行中か、または全体的に関係するものであること。
- ・人々はその問題を熟議する際に、道徳的な意見の不一致に直面すること。
- ・あらゆる解決策には、複数の関係者（コミュニティグループ、個人、政府など）の行動が必要であること。

このように幅広く関心がもたれ、すでに一定の決定がなされていることに問題があることも広く認識されている問題であり、かつその解決策も複数あり、何らかの解決策を選択するとよい効果だけでなく、何らかの悪い効果とのトレードオフの関係にもある問題が熟議民主主義をおこなう上ではふさわしい問題である。もちろん、学校で展開することを想定すると、子どもが理解しやすいものになる。

社会科教育学においても、社会問題について、何を対象とするのかについて常に問われてきた。例えば、目指すべき社会に対して存在する、貧富の差の実態や、人権が守られていないことなどの社会の矛盾などがふさわしいと考えられてきた<sup>9)</sup>。そしてもちろんそこには子どもや地域の実態を踏まえた社会問題について考えられてきた。このような、社会問題について考えることは、本稿が目指す主権者像（誰もが参加する市民社会の形成者としての市民）として、社会の実態をつかみ、社会の形成者に目を配り、ともに未来をつくる視点を形成することになる。さらに言えば、このような社会問題について考えることは、経済同友会（2019）がその必要性を指摘した「社会の諸課題の解決に向け、自ら考え、判断する力を持ち、主体的に政治参画することができる子どもの育成を目指した主権者教育」にも合致するものである。

また、「問題について一定の決定が下されていること」ということは、どのような問題があり、それに対してどのような解決策のアプローチが存在しているのかがある程度示されているものである。よって、授業で使用する際には、そのような解決策としての選択肢をはじめから全てを子どもが調べる必要はなく、ある程度は教師側から提示することができる。ある程度としたのは、子どもが解決策としての選択肢に対して疑問が生じた場合に、新たな解決策を考えたり、既存の解決策についての価値ある利益やトレードオフを加筆修正したりすることができる場を担保するためである。

これまでの熟議民主主義や社会問題についての内容を踏まえて、授業モデルを作成する。その前提として、教師の視点からの授業の流れを示したい（図1）。

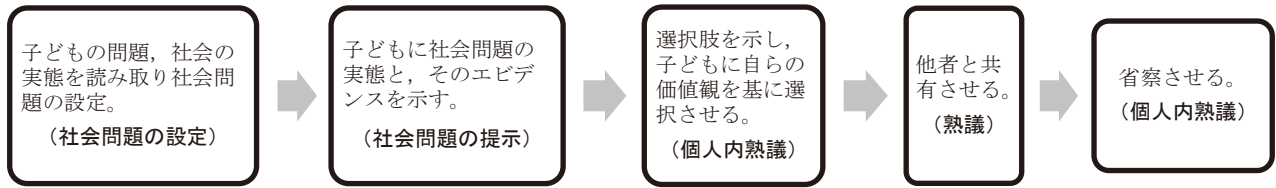


図1 熟議民主主義の授業の流れ（教師の視点）  
筆者作成

まず、子どもや地域の実態を把握するとともに、社会の実態の中を踏まえて社会問題を設定する。その際、子どもが抱える問題と社会の問題を架橋することができる社会問題を設定する。子どもが抱える問題については、すでに子どもが問題として認識しているものもあれば、全く問題として認識してはいないが社会の視点から見れば問題があり、子どもに問題として認識させなければならないものも考えられる。例えば、家庭内において男性らしさ、女性らしさを強く認識する環境で過ごしている子どもに対しては、社会的な視点から、あっても良い差と、そうではない区別を認識させる必要がある。その場合、社会に存在する性差をめぐる様々な問題を社会問題として取り上げることになる。社会問題の解決を通して、自分自身の生活を見つめ直す視座を獲得させるためである。つまり、子どもを社会化するという視点から、子どもの実態と社会を架橋することができる社会問題を選択することが必要なのである。次に、社会問題について、何が問題となっているのか、なぜ問題となっているのかなど、その歴史的、社会的背景や現在の実態が理解できるような内容をエビデンスとともに示す。さらに、現在の社会問題に対する解決策の選択肢を示す。子どもがはじめから問題を調べたり、解決策を導き出したりする時間が授業として用意できればいいのであるが、困難な状況もある学校の実態を踏まえると、教師側から示すのもひとつの方法として考えてもいいのではない。さらに言えば、社会科教育であるからこそその社会科学などの知見を反映することにもつながることも考えられる。何を学んだかわからないような話し合い活動（雑談）ではなく、科学性を担保するためである。ただし、社会問題やその解決策をそのまま教え込むのではなく、解決策の中にある価値ある利益とトレードオフをそれぞれ追加して考えたり、時には、別の解決策を考えたりすることはできるように用意する必要があるだろう。次に、いくつかの解決策の中から、自らの価値観にあったものを選択し、その理由を考えたり、追加で調査したりする。さらにそれを他者と共有しあう。共有しあう中で、自らの価値観を再確認したり、他者の価値観を認識したりする。あくまで共有であり、何が正解かを決定するものではない。ここに熟議民主主義の特徴があらわれてくる。その後、省察をおこない、他者の価値観を認識した上で、自らの価値観とともに、その時点での最終的な判断をする。

先に述べたように、熟議民主主義の特徴があらわれるのは、何も正解を一つに絞ることではない。他者の価値観を認識することこそが熟議民主主義の大きな特徴なのである。それは、主権者として国家や社会を形成する際に、自分以外の他者の存在に目を配ることにつながるからである。そして、国籍保持者（選挙権があるもの）のみが判断できる場においても、そのような権利からこぼれ落ちるものの権利に目を配ることにつながる。子どもを社会化するだけでなく、未来を形成する主体化を構想することにつながるのである（ピースタ著、藤井・玉木訳、2016）。つまり、熟議民主主義を授業で活用するということは、教室の中にアゴラ（Agora）を形成することになる。以上のような熟議民主主義を授業化するための様々な視座を基に、次章以降では主権者教育の授業モデルを提示する。題材は議員の男女比とする。

## 4 熟議民主主義を活用した主権者教育授業モデル

### 4.1 ジェンダーについての子どもの意識とアファーマティブ・アクション

本稿では、アファーマティブ・アクションを熟議の事例にする。教師が授業を想定した場合、目の前にいる実際の子どもの実態をつかみ取ることが大切であることは、すでに述べた通りである。しかし、本稿では、目の前に子どもがいるわけではないことから、一般的な社会の実態や意識を基にして授業モデルを考えていく。

そこで、ジェンダーについての教育を受けた経験について大学生に行った棚田（2017）による調査を参考にする。棚田は、2010年と2016年にそれぞれ1500人以上の学生を対象にした調査を行った。それによれば、ジェンダー教育について、「小学校で受けた（2010年：57.1%，2016年：43.2%）」、「中学校で受けた（2010年：75.2%，2016年：68.9%）」、「高校で受けた（2010年：68.2%，2016年：69.2%）」、「受けたことはない・覚えていない（2010年：11.1%，2016年：17.8%）」、その他無回答等（各年0.5%）となっている。学齢期において、基本的には過半数が

ジェンダーについての教育を受けた経験がある。一方で、これらを性別比で比較すると、どの学校種においても男子よりも女子の方がジェンダーについての教育を受けたと回答した人数が多い<sup>10)</sup>。この点について棚田は、ジェンダーについての教育に対する男性の「他人事」意識をあらわしているとも考えられるとしている。さらに、小中高の各学校種でジェンダーについての教育を、いずれの学校種でも受けたことがある(①)、いずれかの学校種で受けたことがある(②)、受けたことが無い(③)に分類し、具体的な内容を基に①～③でジェンダー意識に際があるのかを調査した。いくつかを選択して紹介する。例えば、「男性は仕事、女性は家事・育児と役割分担をするのがよい」について、肯定的な回答をした割合は、①20.1%、②22.5%、③29.6%であった。また、「妻や子どもを養うのは、男性の責任である」について、①58.2%、②61.2%、③66.5%であった。さらに、「共働きなら家事の負担は半分ずつするのがのぞましい」について、①80.8%、②79.4%、③72.9%であった。これらの結果から、確かにジェンダーについての教育を受けた層は、ジェンダーについての教育をそれほど、または全く受けていない(覚えていない)層よりも、教育をする側の意図に沿った回答がなされている。しかし、この差異はどこまで有意であると言い切れるのだろうか。棚田自身も、学校での学習内容が受けたものにとって「タテマエ」になっていること、学校の教育よりも親や教師など身近な大人のふるまいにある「隠れたカリキュラム」が強い影響を与えていることを指摘している。さらに言えば、客観的な事実として、ジェンダーについての教育を受けた経験があっても、それが身につけていない印象に残っていないために、主観的に教育を受けた経験がない(覚えていない)とするものがいたと考えられるとしている。

学校で教える内容が「タテマエ」になり、子どもは「隠れたカリキュラム」に影響されるとするのならば、そこに教育は何ができるのだろうか。やはりここには、「隠れたカリキュラム」に影響される子どもの論理と、社会科として教える内容としての大人の論理に断絶があり、それを架橋することができる教育が求められると考えられる。そしてそのひとつの方法が、熟議民主主義である。つまり、社会のジェンダーにかかわる考え方や、そこで生じる問題と解決策を比較検討させた上で、子どもの経験に基づく認識を再確認、再構成することをするのが、「タテマエ」を乗り越えることにつながるのではないか。

#### 4. 2 平等概念とアファーマティブ・アクション

周知の通りアファーマティブ・アクションとは、なんらかのマイノリティーの不利な状況について、歴史的、社会的な側面を踏まえて積極的に是正措置をとるものである。特に女性に対する積極的は正措置をポジティブ・アクションと呼ぶこともあるが、本稿ではアファーマティブ・アクションで統一して使用する。芦部、高橋(2015)によれば、歴史的に差別されてきた黒人や女性に対して、大学入学や雇用などで特別枠を設けることにより、積極的は正措置をとってきたアメリカでは、行き過ぎた「逆差別」を指摘する声もある<sup>11)</sup>。

このようなアファーマティブ・アクションに対する考え方の相違は、平等概念に対する捉えにより異なる。芦部、高橋(2015)は、日本国憲法14条の平等は、性別や能力などの種々の事實的・実質的差異を前提として、法の与える特権も課す義務も同一の条件の下では均等に取り扱うことを意味するものである。つまり、絶対的・機械的平等ではなく、相対的平等を示す。そのような意味で、法上で事實的・実質的に差異が社会通念上合理的であるかぎり、平等違反とは言えないのである。アファーマティブ・アクションも同様のものと捉えることができる。

問題は、何が合理的なのかということである。そこで、合理的な判断をする上で、必要な平等概念から考えていきたい。平等概念は広義と狭義の二通りの用法があり、さらに狭義は二通りに分かれるという(新村, 2020)。さらに、狭義の平等(equality)は、公平(衡平, equity)と区別される。前者は何らかの単一量が等しいなどの単純平等を示し、後者は勤勉と比例する賃金のように比率の平等を示す。後者は、何を分配するのか、何に応じて分配するのかを考えるものであり、結果としてどのような社会を形成するのかに影響されるものである。なお、広義の平等は、その両者を含みこみ公正(fairness)と呼ばれることがある。

では、ジェンダーという枠組みで考えた場合、現実の社会にはどのような問題や対応策が存在するのだろうか。合理的な判断なるものをどのように考えていけばよいのだろうか。それは、狭義の平等として単純平等の観点でとらえるだけでなく、公平(衡平)の観点からとらえる必要があるということである。目指すべき社会としての男女を含む平等(憲法14条)がありつつも、実態としての差があるのであれば、それをいかに是正していくのかを考えなければならない。一方で、何を配分するのか、何に応じて配分するのかを考えなければならない。逆に不平等を生じさせてしまう。アファーマティブ・アクションを事例にする場合は、そのように動的に平等概念を捉えなければならない。

以上のような観点を基にして、ジェンダーにかかわる内容の授業モデルを作成する。しかしながら、ジェンダーにかかわる内容は多岐にわたる。そこで、社会問題であり、かつ一般的な主権者教育にも関係するものとして、特に政治(国会議員の男女比率)についての内容を事例にして考えていきたい。



#### 4. 3 議員選出にかかわる内容

一般的に企業等で女性の昇進を阻む何らかの要因を示す際に使用されてきた「ガラスの天井 (Glass Ceiling)」という言葉は、ヒラリー・クリントン (Hillary Clinton) が2016年の大統領選挙に敗れた際に使用されたことでも知られている<sup>12)</sup>。日本においても、憲法14条の平等規定、その具現化としての男女雇用機会均等法や男女共同参画社会基本法の制定により対応しつつも、未だ問題が存在することは周知の通りである。なお、一般的に女性議員が増えることの利点としては、「多様な視点で新しい発想が生まれることが考えられる。」「政策決定の場に女性が入ることにより、男性だけでは気がつかない視点が表出される。」「法制度を決定する機関を男女平等にすると、男女平等が実質的に実現される。」などが考えられる。

女性の政治へのかかわりについて、2019年版の男女共同参画白書によれば、次のように記載されている (内閣府、2019a)。

内閣府「女性の政策・方針決定参画状況調べ」により、国会議員に占める女性の割合について、その推移を見ると、衆議院議員総選挙当選者においては、戦後の一時期を除いて、1～2%台で推移していた。その後、平成8 (1996) 年 (第41回選挙) に小選挙区比例代表並立制が導入されて以降、衆議院議員に占める女性の割合は上昇傾向にあり、平成29 (2017) 年10月執行の衆議院議員総選挙を経て、平成31 (2019) 年1月現在では10.2% (47人) となり、国際比較すると、193か国中165位 (平成31 (2019) 年1月現在) となっている。また、参議院においては、昭和22 (1947) 年4月 (第1回選挙後) の4.0% (10人) からおおむね上昇傾向にあり、平成28 (2016) 年7月執行の参議院議員通常選挙後、参議院議員に占める女性の割合は約5%ポイント増加し、平成31 (2019) 年1月現在で20.7% (50人) となっている。

(下線部は筆者による)

このように、徐々に増加傾向にあるとはいえ、下線部のように諸外国と比較すると、国会議員 (一院制または下院) に占める女性の割合は低い。内閣府 (2019b) によれば、「イギリス・フランスは、1980年代までは女性議員比率に日本とほとんど差はありませんでしたが、現在の女性議員比率はイギリス約32%、フランスは約40%となっており、様々な取組の結果、政治への女性参画が拡大しています。」と示されている。

では、そのイギリスやフランスではどのような取り組みがなされたのだろうか。同様に内閣府 (2019b) によれば、「A. 女性議員を増やすという「政治意志」を国民全体で共有すること、「B. 候補者選定過程の透明化」を図ること、「C. 議員養成トレーニングの実施」を実施すること、「D. 議員の働き方改革を進める」こと、「E. 政党助成金の在り方」を工夫して政党へのお金の動きに制約を加えること、「F. 女性の声の党内組織への反映」することなどが挙げられている。Aについてフランスは、「2017年の国民議会議員選挙において党首 (マクロン大統領) が勝てる見込みのある選挙区に女性を割り当てる意志があることを強調するビデオメッセージを出した結果、オンライン公募による女性の候補者が増加、女性当選者も増加」した。イギリスでは、「労働党が当選の可能性の高い選挙区において、議員の候補者を選出する最終候補者リストを女性に限定するという仕組み (女性指定選挙区) を導入した結果、女性議員の増加」した。Bについてイギリスでは、誰もが立候補しやすいように、例えば保守党は、国会議員になるためのステップ (応募・相談→申請書の提出→適性審査→実務テストや面接) を党のホームページで丁寧に紹介することで候補者選定過程を透明化し、政治の世界に足を踏み入れやすくした。Cについては、多様な人材を登用するためのトレーニングを行った。例えば、イギリスの労働党は、参加費無料で5か月間という長期間の政治トレーニングを実施、女性同士のネットワーク構築合宿も導入した。保守党も、女性候補者の発掘・支援・トレーニングを目的とする党内組織がスピーチやメディア対応などのテーマ別のコース研修 (2か月で1コース) を実施した。Dについては、子育て中の人などへの対応がある。例えば、イギリスでは子育てしやすいように議会の審議時間変更、議会内の保育所設置、議員活動と家庭生活の両立が可能となるような環境を整備した。Eについてフランスでは、議会選挙で各政党の選挙候補者の男女差が2%以上の場合に政党助成金を減額する仕組みを導入することにより女性議員の増加に寄与した。Fについてイギリスの労働党では1990年代より党内役職におけるクォータ制を実施している。これは、アフーマティブ・アクションのひとつであり、Fの場合は党内役職の一定数を女性に割り当てることを意味している。

なお、議会選挙にかかわるアフーマティブ・アクション (クォータ制) は次のように分類することができる (表1)。

表1 議会選挙にかかわるアファーマティブ・アクション（クオータ制）の分類

区分	内容
①憲法又は法律のいずれかによる 「議席割当制 (Reserved seats)」	議席のうち一定数を女性に割り当てることを憲法又は法律のいずれかにおいて定めているもの。
②憲法又は法律のいずれかによる 「候補者クオータ制 (Legislated Candidate Quotas)」	議員の候補者名簿の一定割合を女性が占めるようにすることを憲法又は法律のいずれかにおいて定めているもの。
③政党による自発的な 「クオータ制 (Voluntary Political Party Quotas)」	政党が党の規則等により、議員候補者の一定割合を女性とすることを定めるもの。

内閣府（2011，pp.5-6）を参考に筆者作成

以下の内容は、2011年3月末のものである。①について、国会（一院制または下院）において議席数自体に一定の割り当てをしている国は17か国である。②については、①の議席数自体ではなく、選挙の候補者自体に女性の割り当てをしている国は34か国である。①や②の法的な制度と異なり、③は政党の自発性に任せているものである。この方法をとっている国は、52か国である。52か国の内、36か国は政党による自発的クオータ制のみを導入しており、16か国では上記①や②の法的な制度を併用している。

内閣府（2020）によれば、アジア諸国の中で男性議員に対して女性議員の比率が最も高い台湾では、例えば国政選挙（立法院）においては比例代表選挙で獲得した議席のうち、女性の占める割合を50%にしてはいけないと憲法上に記されている。2005年の憲法改正では、小選挙区比例代表並立制である。定数113議席の内訳は、小選挙区が73議席、比例代表が34議席、先住民の6議席である。この比例代表のうち17議席が女性のための議席割り当てとなっている。なお、先住民の議席は特に少数者としての先住民に割り当てられたものであり、これもまた、アファーマティブ・アクションのひとつである。女性に特に議席を用意する制度により、本来は実力のある男性が不当に議席を女性に奪われるという批判もある。一方で、選挙制度の改定後、女性議員に立候補者数の増加や、議席枠の保障を適用されずに議員になる割合も増加しているという状況もあり、社会的な認識の変容が生じていると考えられる。

また、鈴木（2007）によれば、フランスでは1999年7月の第5共和国憲法の改正により「選挙によって選出される議員職及び公職への男女の平等なアクセスを促進」や、「政党や政治団体への行動をもとめる」ことなどが記載された。それを受け、2000年には、「選挙によって選出される議員職及び公職への男女の平等なアクセスを促進する法律」

（以下では、パリテ法とする。）を制定した。鈴木（2007）は、パリテ法の特徴を以下の三点にまとめている。すなわち、①「上院（元老院）選挙の一部などでは、非拘束名簿式・比例代表1回投票制では、候補者名簿登載順を男女交互とする。」、②「市町村議会選挙などでは、拘束名簿式・比例代表2回投票制では、候補者名簿登載順6人ごとに男女同数とする。」、③「小選挙区2回投票制で実施される国民議会議員選挙では、政党及び政治団体に帰属する候補者の男女比を同率とする。男女の開きが候補者全体の2%を超えた場合には、政党助成金などが減額（その男女比率の開きの半分を減額）される。」である。なお、2007年にパリテ法はより強化され、例えば③の政党助成金などの最高減額率を50%から75%まで引き上げることになった。鈴木（2007）は、1982年にフランスで初めてクオータ制を示す憲法改正案が提出されつつも憲法院により違憲判決が示された時は形式平等の見地であったのに対して、女性の政治参加を積極的に進める実質をとることの有用性がフランス国内でひろまったとしている。

日本では、2018年5月23日に「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」（平成30年法律第28号）を交付及び施行した。同法によれば、衆議院、参議院などをはじめとした選挙において男女の候補者数をできる限り均等にすることを目指すことを基本原則とするものである。一方で、これまでに参考にしてきたいくつかの国のように政党助成金などの削減などを基にした強制力があるわけではない。あくまで政党などの自主性に任せている。

以上の内容を基にして、現在よりも女性議員を増やすためにはどのような制度を形成することが最も「平等」であるのかを選択できるような主権者教育の授業モデルを開発する。

#### 4. 4 アファーマティブ・アクション（クオータ制）を事例とした主権者教育の学習指導案とワークシート

本単元は2時間分の授業で構成する。はじめの授業では、議会の構成員の男女比を考えさせ、日本の実態と世界の差異を理解させる。その上で、日本や世界ではどのような取組や制度があるのかを紹介する。その際、クオータ制を基にして、平等概念の差異を活用する。次の授業では、具体的な解決策を選択させる。その際、各解決策の有効性と、トレードオフの関係にあるものを比較検討の材料に入れる。なお、第四の解決策を子どもが創出する機会も担保しておく。授業は、図1の授業の流れに基づき、社会問題の設定と提示の後、それに対する解決策を個人で考えて



(個人内熟議) 選択した内容を基にして、それを他者と共有(熟議)し、そこで獲得した知見などを基にして最終的な考えを決定する(個人内熟議)。なお、ワークシート(WS)は、A3で裏表一枚になるように作成した。

(学習指導案)

		【ねらい】 ○学習活動等 (問)教師からの問い ※予想される子どもの反応	資料
第一時		<b>【ねらい】 議会の現状について日本と世界の相違を理解する。</b>	
	導入 (10分)	○本単元では、議会の在り方について男女平等の視点から学習することを伝える。〔社会問題の設定〕 ○日本国憲法14条を見て、平等についての規定を確認する。 (問) 憲法の理念を具現化するための法律にはどのようなものがありますか？ ※男女雇用機会均等法, ※男女共同参画社会基本法 ○「ガラスの天井」という言葉について説明する。	WS 【1】
	展開1 (35分)	○WS【2】のグラフの(A)～(C)の中から、日本はどれにあたるのか、順位はどれくらいかを予想させる。〔社会問題の提示〕 (解答) A. フランス, B. 日本, C. 韓国 ○日本の順位は、193か国中165位 ○日本のグラフ及び順位を伝える。議会の構成が男女同数に近づくメリットと増えない要因を伝える。 ○WS【3】を参考に、議会の構成を男女同数に近づける各国の具体的な取組み(A～F)を伝える。 ○日本の取組も伝える。 ○WS【4】を参考に、議会の構成を男女同数に近づける各国の具体的な制度を伝える。 (クオーター制, パリテ法) (問) 日本の取組と海外の取組や制度を比較して、どのような感想を持ちましたか？ ・日本は自主性なので、効果を生まない可能性がある。 ・強制的に女性だけ優遇するのは、男女平等に反する。	WS 【2】  WS 【3】 WS 【4】
終末 (5分)	○本時のまとめ ・憲法が保障する平等に性別もあり、さまざまな法律が存在する。 ・日本の議会の議員構成は、圧倒的に男性が多く、世界の潮流とは異なる。 ・議会の構成を男女同数に近づけるために、各国では取組や制度が存在している。 ・日本にも議会の構成を男女同数に近づけるための取組があるが、各政党等の自発性によるところが多い。 ・次時では、諸外国の取組や制度を基にして、日本のこれからを考えることを伝える。	WS 【1】 【2】 【3】 【4】	
第二時		<b>【ねらい】 これからの日本の議会の男女比を解決するにはどうするか熟議する。</b>	
	導入 (5分)	○前時の復習をする。 ・議会の男女構成が、日本は圧倒的に男性が多い現状。 ・議会の構成を男女同数に近づけるための、日本と世界の取組や制度。 ・本時では、諸外国の取組や制度を基にして、日本のこれからを考えることを伝える。	WS 【1】 【2】 【3】 【4】
	展開1 (35分)	○WS【5】の解決策を説明する。 ・第一案は現状のまま。第二案は候補者クオーター制の導入。第三案は議席自体にクオーター制導入。 ・それぞれの案の効果と、その案を選択した場合のトレードオフの関係にあるものを伝える。 ・質問を受けるとともに、第四案(例えば、第二案と第三案の組み合わせなど)も自由に考えてよいことを伝える。 ・どの解決策が良いか、理由とともに考え選択させる。〔個人内熟議〕 ○他者と考えを共有する。〔熟議〕 ・自分の考えを伝えることだけでなく、他者の考えを聴くことも大切であると伝える。 ・どこに共通点があり、どこに相違点があるのかを考えさせる。 ・質疑応答を行い、解決策からどのような社会を形成したいのかを明らかにする。	WS 【5】  WS 【6】 WS 【7】
終末 (10分)	○他者との熟議の結果、最終的な自分の考えを決定する。〔個人内熟議〕 ・自分の考えは【6】から変容しても、しなくてもいい。 ・他者の考えを知り、何が変わったのか、変わらなかったのかを明らかにする。 ○教師によるまとめ ・これは現時点での考えであり、将来に向けて考えが変わってもいいことを伝える。 ・男女平等に対する様々な取組、制度を、そしてそれに対する個々の考え方の相違点と共通点を理解することが大切であることを伝える。自分が何らかの選択をする際に、他者への影響などにも考えが及ぶためである。	WS 【8】	

(ワークシート)

年 組 氏名

○本日は、男女平等の実態について議会の現状とこれからを考えていきます。その際、日本と諸外国を比較します。

## 【1】男女平等については、憲法上に規定されています。

例えば、日本国憲法14条は次のように記載されています。

「すべて国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。」

さらに、それを具現化するための法律もあります。例えば、仕事上の採用や昇進などで男女の差をつけてはいけないという、男女雇用機会均等法があります。他にも、社会活動全般において、男女が対等な立場で活躍できることを目指すという、男女共同参画社会基本法があります。このように、日本では男女平等を確実なものにすることが目指されています。しかし、実態は未だ難しいことがあるようです。



ヒラリー・クリントン  
「ガラスの天井を破ることはできなかった…」



ガラスの天井  
って何だ？

## 【2】次のグラフ1の(A)～(C)の内、日本はどこに入るでしょう？

グラフ1 諸外国の国会議員（一院制または下院）に占める女性割合の推移

	1970年	1980年	1990年	2000年	2010年	2019年
スウェーデン	14.0%	27.8%	38.4%	42.7%	45.0%	47.3%
ノルウェー	9.3%	23.9%	35.8%	36.4%	39.6%	40.8%
ドイツ	6.6%	8.5%	20.5%	30.9%	32.8%	30.9%
イギリス	4.1%	3.0%	6.3%	18.4%	22.0%	32.0%
(A)	1.7%	4.3%	6.9%	10.9%	18.9%	39.7%
アメリカ	2.3%	3.7%	6.4%	12.9%	16.8%	23.6%
(B)	1.6%	2.2%	2.3%	7.3%	11.3%	16.7%
(C)	1.7%	3.5%	2.0%	5.9%	14.7%	10.1%

内閣府、「諸外国の国会議員に占める女性割合の推移」を基にして作成  
([http://www.gender.go.jp/kaigi/renkei/ikenkoukan/69/pdf/shiryous\\_2.pdf](http://www.gender.go.jp/kaigi/renkei/ikenkoukan/69/pdf/shiryous_2.pdf))  
一院制または下院における女性議員の割合。ドイツは1985年まで西ドイツの数値

○2019年の日本の順位：193か国中 位

○議会の中を男女同数に近づけることのメリット

- ・多様な視点で新しい発想が生まれることが考えられる。
- ・政策決定の場に女性が入ることにより、男性だけでは気がつかない視点が出される。
- ・法制度を決定する機関を男女平等にすると、男女平等が実質的に実現される。

◎女性議員が増えない理由には何があると思いますか？

- ・政治は男がやるものという根強い性別役割意識。
- ・政治活動や立候補するお金がない(男女の賃金格差)

## 【3】世界各国で女性議員を増加する(男女同数に近づける)ために行っている方法には何があるのでしょうか？

(内閣府、『共同参画』No.123, 2019年6月, pp.8-9.)を参照

## A. 女性議員を増やすという「政治意志」 ※「政治意志」及び世論への訴え

- ・フランス：2017年の国民議会議員選挙において党首（マクロン大統領）が勝てる見込みのある選挙区に女性を割り当てる意志があることを強調するビデオメッセージを出した結果、オンライン公募による女性の候補者が増加、女性当選者も増加。
- ・イギリス：労働党が「当選の可能性の高い」選挙区において、議員の候補者を選出する最終候補者リストを女性に限定するという仕組み（女性指定選挙区）を導入、女性議員の増加。

- B. **候補者選定過程の透明化** ※誰もが立候補しやすいように  
 ・イギリス：保守党は、国会議員になるためのステップ（応募・相談→申請書の提出→適性審査→実務テストや面接）をHPで丁寧に紹介。候補者選定過程を透明化し、政治の世界に足を踏み入れやすくした。

- C. **議員養成トレーニングの実施** ※多様な人材を登用するためのトレーニング  
 ・イギリス：労働党→参加費無料で5か月間という長期間のトレーニングを実施，女性同士のネットワーク構築合宿も導入。  
 保守党→女性候補者の発掘・支援・トレーニングを目的とする党内組織がスピーチやメディア対応などのテーマ別のコース研修（2か月で1コース）を実施。

- D. **議員の働き方改革を進める** ※子育て中の人などへの対応  
 ・イギリス：子育てしやすいように議会の審議時間変更，議会内の保育所設置，議員活動と家庭生活の両立が可能となるような環境整備。

- E. **政党助成金の在り方** ※政党へのお金の動きに制約を加える  
 ・フランス：議会選挙で，各政党の選挙候補者の男女差が2%以上の場合に政党助成金を減額する仕組みを導入，女性議員の増加に寄与。

- F. **女性の声の党内組織への反映**  
 ・イギリス：労働党では1990年代より党内役職におけるクォータ制を実施。  
**※クォータ制：割り当てること。上記の場合は，党内役職の一定数を女性に割り当てること。**

※日本でも平成30年5月23日に，男女の候補者の数ができる限り均等となることを目指す「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が施行されました。

[4] より強く女性議員の増加を実現する方法もあります。

- ① **クォータ制**  
 ・「候補者の割り当て，議席数そのものの割り当て」と「法的に制度化，党則できめるなど」，「女性のみ，両性」に分かれる。  
**効果**：女性議員比率の世界平均が20年で約2倍へと上昇。現在120カ国以上で施行。配分は10%~60%まで違いがある。  
**歴史**：1970年代に北欧を中心に政党が自主的に党則にクォータを盛り込む。  
 1990年代に法的クォータがラテンアメリカ諸国で導入，現在はヨーロッパで法的クォータが増加中。  
**アジア**：台湾は法的クォータ制導入（議席割当てと候補者クォータを組み合わせる。（女性議員比率41.6%，2020年））

※クォータ制は，社会の少数者の権利を保障する方法。  
 女性は少数者なのかという批判，他の少数者（民族など）への配慮が足りないのではないのかという批判がある。  
 （台湾の国政選挙においては，クォータ制により先住民の議席が確保されている。）

- ② **パリテ法** ※議員等に男女の平等なアクセスを促進する法律，parité（同等，同数）  
**効果**：女性議員比率が大幅に増加。  
**歴史**：1999年6月に憲法改正→「当選者の数が男女同数になるようにせよ」という条項を入れた。  
 憲法第3条に追記「法律は，選挙によって選出される議員職と公職への女性と男性の平等なアクセスを助長する」  
 憲法第4条「政党および政治団体は，法律の定める条件において，第3条の最後の段に述べられた原則の実施貢献する」と付記。  
 2000年：パリテ法の制定→候補者を男女半々とするよう政党に義務づけた。

※そもそも，人類は女性と男性の混成であり普遍的にダブルなのだから当たり前という考え。  
 女性は社会的少数者ではないという考え。他の少数者も，男女に分かれることから，この法律ができた。



【5】これからの日本の議会（男女比の問題）を考えるためには、どのような解決案が考えられるでしょうか。

解決案	実行する際に考えられる効果	失われるもの（トレードオフ）
<p><b>第一案</b></p> <p>現状のままの 選挙制度</p> <p>（A-D をおこなう）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 今までの地元や関係団体のニーズを反映した人が立候補します。</li> <li>・ もっとも得票を得た人が当選します。</li> <li>・ 議員になるためのトレーニングをすれば、男性ばかりが当選しても、女性のことを考えた政策を決定ができるかもしれません。</li> <li>・ その他</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 能力よりも、血縁などで立候補者が決まるかもしれません。</li> <li>・ 議員の男女比は、これまでと同様に変わらないかもしれません（自然に変わる可能性もあります。）</li> <li>・ 男性が多いと女性と平等な社会づくりにおいて、気がつかない視点があるかもしれません。</li> </ul> <p>その他</p>
<p><b>第二案</b></p> <p>各政党の 立候補者に クオータ制を 導入</p> <p>（A-F をおこなう）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 女性の立候補者が必ず増加します。</li> <li>・ 女性の立候補者が多いので、当選する人も増えるかもしれません（特に比例代表の名簿の作り方しだいで増えます）。</li> <li>・ 議会の中で多様な視点から法制度が形成される可能性があります。</li> <li>・ その他</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当選した女性は、能力があっても「クオータ制のおかげで当選した人」という見方をされるかもしれません。</li> <li>・ とても能力の高い男性が多いた場合に、議員になれない可能性も生じます。</li> <li>・ 男女という区分だけでは、他の少数者の意見を反映できないこともあります。</li> <li>・ 政党に入っていない女性は当選しにくいです。</li> <li>・ その他</li> </ul>
<p><b>第三案</b></p> <p>議会内の 議席割合に クオータ制を 導入</p> <p>（A-F をおこなう）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 女性の当選者が必ず増加します。</li> <li>・ これまでは当選できにくかった女性が当選することにより、議会内の意見が多様になることが考えられます。</li> <li>・ 政党に所属していない女性でも当選する可能性があります。</li> <li>・ その他</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当選した女性は、能力があっても「クオータ制のおかげで当選した人」という見方をされるかもしれません。</li> <li>・ 必ずしも能力を反映するとは限りません。</li> <li>・ 例えば、男性に投票した人と、女性に投票した人の一票の重みがことなる現象が生じる可能性があります。</li> <li>・ その他</li> </ul>
<p><b>第四案</b></p> <p>あなたが独自に 考えた案</p>		

【6】あなたが選んだ解決案とその理由

【7】話し合う中で意見が一致した内容は何ですか？ 意見に相違が生じた内容は何ですか？

(一致した内容)例:こんな社会を作りたい!

(意見に相違が生じた内容)例:こんな社会を作りたいけど,その方法が違う!など

【8】あなたの最終的な判断を, その理由とともに記してください。

## 5 成果と課題

子どもが抱える問題、社会が抱える問題、学校で教える内容、そして、主権者として必要な能力の間にある乖離を架橋する授業モデルを熟議民主主義の知見を基にして作成した。また、図1のように学習の展開について示した。これはひとつのモデルであり、実際の子どもの目の前にした時には、別の学習内容を用意する必要があることは十分に想定される。しかしながら、曖昧な内容や曖昧な未来を予想するような話し合い活動ではなく、社会科だからこそ子どもの論理に立ちつつも科学的内容に依拠した大人の論理を扱うことにより、足場を持った議論（熟議）が展開できると考えられる。なお、子どもの論理と大人の論理の架橋は、教育内容の面だけでなく、本稿で示した「誰もが参加することができる市民社会の形成者としての市民」という主権者の視点から他者に対する見方を育むことにより、「国家の形成者としての国籍を保持する有権者としての国民」の主権者になったときに、そこに乗ることにできない人に思いを巡らせることができるようになることを考えた。今後は、実際に授業実践を行うことにより、熟議の効果を検証することや、「誰もが参加することができる市民社会の形成者としての市民」の主権者の視点から選挙以外の政治や経済、そして社会参加の態度にかかわる授業モデルを構想したい。

## 付記

本稿は、筆者が2019年9月14日に日本社会科教育学会第69回全国研究大会（新潟大会）において、「法的推論に基づく主権者教育の学習理論に関する一考察」という題目で発表した内容を基に、社会問題を考えることができる主権者教育の授業モデル開発を示したものである。

## 注

- 1) 本稿が対象とする主権者教育は、改正公職選挙法の公布（2015年）と施行（2016年）による、いわゆる18歳選挙権が始まる前後より現在に至るまで行われているものを対象とする。
- 2) なお、裁判員制度が規定された司法制度改革も、「事前規制型社会から事後調整型社会」へと社会が変容する中で、法的な紛争事例の増加が想定されることを前提としている。このような状況に対して、既存の法の枠組みを教え込むだけでなく、それすらも再構成することの重要性を指摘した法教育研究として中平（2011）がある。
- 3) 影山（1974）は、子どもの学ぶ側の論理にある子ども固有の問いの中に、社会科の授業で教師が教える必要がある問いが存在するとしている。
- 4) 本稿では、討議民主主義と闘技民主主義を同義として使用している。なお、熟議民主主義との違いは、合意形成を目指すのではなく、健全な対立・競争関係の表出・確立にある。詳しくは、田村ら（2017）を参照。
- 5) 社会科教育において、ディベートを用いた授業が展開されたのは1980年代に入ってからである。意思決定や、主体的な授業への参加が模索されたことがその理由であるという。詳しくは、工藤（2012）を参照。
- 6) NIFIの授業構造を明らかにしたものととして中平（2020a）を参照。また、NIFI（2018）を翻訳し日本の社会科教育学の観点から論じたものとして中平（2020b）を参照。
- 7) KFによる熟議民主主義の概念および実践者育成プログラムであるDDEX（Deliberative Democracy Exchange）に2回ほど参加した（2019年7月および、2020年7月。なお、2020年はコロナウイルス対策もありオンラインで開催した。）。このプログラムには、世界中の教師、大学等の研究者、NGOなどが参加し、各国の社会問題、世界の社会問題について議論し、熟議できる教材開発を行った。
- 8) KFの熟議の問題作成については、KF（2019）を参照した。なお、KF（2019）の他の側面（解決策の作成方法や、トレードオフの考え方など）については、別稿で論じる。
- 9) 例えば、1950年代に日本生活教育連盟の連盟発足五周年の座談会（参加者は、梅根悟、海後勝雄、春田正治、広岡亮蔵、小島忠治、樋口澄雄、海老原治善である。）の中で、単元を計画する上でいかなる社会問題を授業でおこなうのを議論した。その中で春田は、「(前略) 前近代から来る矛盾、資本主義体制から来る矛盾、あるいは従属化の現状から来る矛盾といったような、そういう矛盾の在り方が統一的に究極には子供に把握されるということがねらいです。(後略)」と述べた。このように、社会にある矛盾としての社会問題と、子どもの認識の架橋について、社会科の初期から議論されている。詳しくは、上田（1976）を参照。なお、初出は『カリキュラム別冊・生活教育の前進V』、1954年6月である。
- 10) なお、棚田（2017）の調査では、男女という性別の選択に際して、「その他」も選択肢として用意されている。
- 11) さらに言えば、アメリカのハーバード大学では入学試験などで黒人や少数者を優遇している一方で、アジア系アメリカ人を差別しているという主張により同大学を提訴したStudents For Fair Admissions (SFFA, 公正な受験を目指す学生団体) の活動も注目されている。
- 12) 女性への「ガラスの天井 (Glass Ceiling)」に対して、男性の社会的、政治的非差別性を指摘し「ガラスの地下室 (Glass Cellar)」という用語でその実態を指摘したものととして (ファレル著, 久米訳2014) がある。



## 引用文献等

- 芦部信喜, 高橋和之 (2015): 『憲法 第六版』, 岩波書店.
- 上田薫編集代表 (1976): 「社会科教育史資料 4」, 東京法令出版, pp.335-357.
- 影山清四郎 (1974): 「教科内容の構造と教材の性格－問題解決学習の必要性」, 浜田陽太郎・上田薫編著『教育学講座 第10巻 社会科教育の理論と構造』, 学習研究社, pp.2-16.
- 経済同友会 (2019): 『主権者教育の充実で、あるべき民主主義の実現を－健全な社会を次世代に手渡すために－』, (<https://www.doyukai.or.jp/policyproposals/uploads/docs/190415a.pdf>), (最終閲覧日2020年7月4日).
- 工藤文三 (2012): 「社会科の実践論 杉浦正和・和井田清司『生徒が変わる デイバート術!』国土社, 1994年」, 日本社会科教育学会編『新版 社会科教育事典』, ぎょうせい.
- 小玉重夫 (2019): 「『国家と教育』における「政治的なるもの」の位置－教育に政治を再導入するために」, 森田尚人, 松浦良充編著『いま, 教育と教育学を問い直す－教育哲学は何を究明し, 何を展望するか』, 東信堂, pp.210-232.
- 宍戸常寿 (2016): 「主権者教育と立憲民主主義」, 日本弁護士連合会第59回人権擁護大会シンポジウム資料, pp.1-63.
- 鈴木尊紘 (2007): 「フランスにおける男女平等政治参画－パリテに関する2007年1月31日法を中心に」, 国立国会図書館調査及び立法考査局, 外国の立法 (233), pp.157-169.
- 総務省・文部科学省 (2015): 『私たちが拓く日本の未来』(2020年度一部改訂).
- 棚田洋平 (2017): 「大学生のジェンダーに関する意識と学校教育経験との関係性」, 近畿大学学生人権意識調査報告書－ジェンダー編, pp.104-112.
- 田村哲樹, 松元雅和, 乙部延剛, 山崎望 (2017): 『ここから始める政治理論』, 有斐閣.
- 内閣府 (2011): 『男女共同参画白書 平成23年版』, ([http://www.gender.go.jp/about\\_danjo/whitepaper/h23/zentai/index.html](http://www.gender.go.jp/about_danjo/whitepaper/h23/zentai/index.html)) (最終閲覧日2020年7月7日).
- 内閣府 (2019a): 『男女共同参画白書 令和元年版』, ([http://www.gender.go.jp/about\\_danjo/whitepaper/r01/zentai/index.html](http://www.gender.go.jp/about_danjo/whitepaper/r01/zentai/index.html)) (最終閲覧日2020年7月17日).
- 内閣府 (2019b): 『共同参画』No.123. (<http://www.gender.go.jp/public/kyodosankaku/2019/201906/pdf/201906.pdf>) (最終閲覧日2020年7月7日).
- 内閣府 (2020): 『令和元年度 諸外国における政治分野への女性の参画に関する調査研究報告書』([http://www.gender.go.jp/research/kenkyu/gaikoku\\_research\\_2020.html](http://www.gender.go.jp/research/kenkyu/gaikoku_research_2020.html)) (最終閲覧日2020年7月27日).
- 中平一義 (2011): 「法とルール的基本的価値を扱う法教育授業研究－私的自治の原則の現代的修正を題材にして－」, 日本社会科教育学会『社会科教育研究』第114号, pp.41-52.
- 中平一義 (2020a): 「新科目「公共」とどう向き合うか」, 上越教育大学研究紀要, 第39巻2号, pp.495-508.
- 中平一義 (2020b): 「主権者教育への熟議民主主義の応用可能性に関する研究」, 明治大学文学部教職課程年報, No.42, pp.49-59.
- 新村聡 (2020): 「平等と分配的正義の基礎概念考察－賃金・保険・税・社会保障の制度との関連で－」, 岡山大学経済学会雑誌51 (2・3), pp.107-122.
- ビースタ, G, 藤井啓之・玉木博章訳 (2016): 『よい教育とは何か－倫理・政治・民主主義』, 白澤社.
- 樋口陽一 (2007): 『国法学 人権原論 [補訂]』有斐閣.
- ファレル, W, 久米泰介訳 (2014): 『男性権力の神話 <男性差別>の可視化と撤廃のための学問』, 作品社.
- 文部科学省 (2016a): 「主権者教育の推進に関する検討チーム」中間まとめ～主権者として求められる力を育むために～, ([https://www.mext.go.jp/a\\_menu/sports/ikusei/1369157.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/sports/ikusei/1369157.htm)) (最終閲覧日2020年7月4日).
- 文部科学省 (2016b): 「主権者教育の推進に関する検討チーム」最終まとめ～主権者として求められる力を育むために～, ([https://www.mext.go.jp/a\\_menu/sports/ikusei/1372381.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/sports/ikusei/1372381.htm)) (最終閲覧日2020年7月4日).
- National Issues Forums Institute (2018): Coming to America: Who Should We Welcome, What Should We Do? .
- Kettering Foundation (2019): Naming and Framing Preparation.

# Citizenship Education Development Research Through Deliberative Democracy 1: A Case of Affirmative Action

Kazuyoshi NAKADAIRA\*

## ABSTRACT

This paper studies a lesson model of citizenship education, which uses knowledge on deliberative democracy. Its purpose is to raise children's awareness of the content of social problems, encourage them to devise solutions to social problems, guide them toward being cognizant of other people's thoughts, and develop their ability to discuss social issues from various perspectives. Therefore, we created a lesson model using knowledge on deliberative democracy as it relates to social issues, highlighting the example of affirmative action. We also created a lesson model that considers the kind of system that must be established to address the gender ratio of future members of the Japanese parliament. The possibility of a new class of citizenship education emerged from the utilization of knowledge on deliberative democracy.